

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 分掌事務及び事務の現況等について	2 ~ 23
2 地方独立行政法人 長崎市立病院機構について	24 ~ 26
3 指定管理者の更新の方針について	27 ~ 30
4 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について	31 ~ 35
5 がん検診の自己負担見直しの検討について	36 ~ 40
6 基本構想・基本計画等作成調について	別冊
7 令和5年度指定管理者制度の状況について	別冊

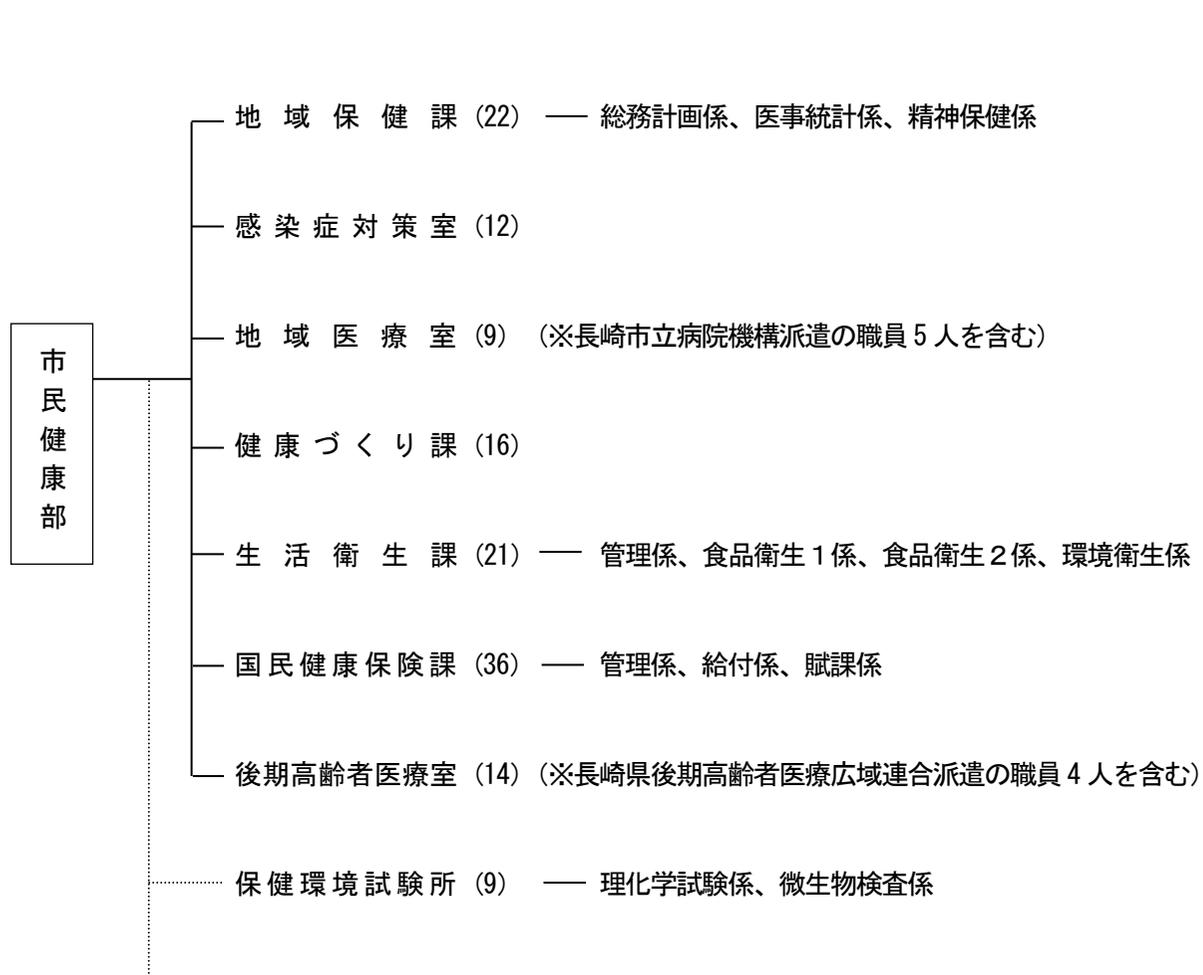
市 民 健 康 部

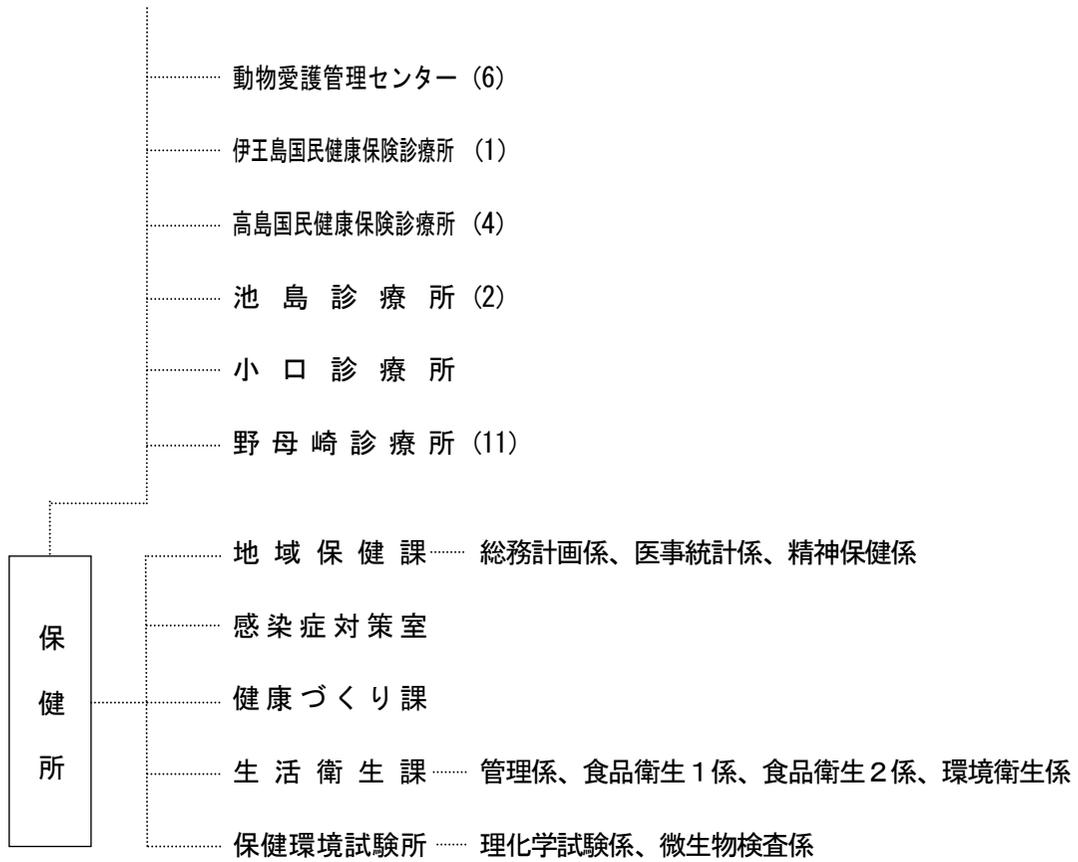
令 和 6 年 6 月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 市民健康部 機構図

令和6年4月1日現在
職員数 163人
() 数字は職員数





(2) 市民健康部分掌事務

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管(国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 感染症対策室、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所、動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所及び小口診療所に係る予算の経理に関すること。 (4) 厚生統計調査(社会福祉に係るものを除く。)に関すること。 (5) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定による死体保存に関すること。 (6) 地域保健施策に関すること。(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (7) 保健師の統括に関すること。 (8) 精神保健に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関すること。 (11) 救急医療対策に関すること(感染症対策室及び地域医療室の所管に係るものを除く。) (12) 夜間急患センターに関すること。 (13) 看護師養成事業に関すること。 (14) 医療安全相談に関すること。 (15) 部内事務の連絡調整に関すること。
感 染 症 対 策 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健施策に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (3) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。) (4) 救急医療対策に関すること(地域保健課及び地域医療室の所管に係るものを除く。)

課 名	分 掌 事 務
地 域 医 療 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療の推進に関すること。 (2) 救急医療対策に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。) (3) 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会、長崎医療圏病院群輪番制審議会及び地域医療審議会に関すること。 (4) 地方独立行政法人長崎市立病院機構に関すること。
健 康 づ くり 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関すること。 (2) 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の企画及び推進に関すること。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民21市民推進会議及びストップC KDネットワーク会議に関すること。 (4) 栄養の改善の企画に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (5) 難病に関すること(障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。) (6) 歯科保健に関すること(子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。) (7) 口腔保健支援センターに関すること。
生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生に関すること(保健所の所管に係るものを除く。) (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく許可等に関すること。 (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく登録等に関すること。 (4) 食品衛生関係団体の指導育成に関すること。 (5) 生活衛生に関すること。 (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。 (7) 改葬の許可に関すること。 (8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関すること。 (9) と畜場の設置の許可等に関すること。 (10) と畜検査に関すること。 (11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 (12) 食鳥検査に関すること。

課 名	分 掌 事 務
国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険事業の企画に関する事。 (2) 国民健康保険被保険者の資格の認定及び保険給付に関する事。 (3) 国民健康保険税の賦課、納期限の延長及び減免に関する事。 (4) 国民健康保険運営協議会に関する事。
後期高齢者医療室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 後期高齢者医療被保険者の便益の増進に寄与する書類の受付等に関する事。
保健環境試験所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理化学試験に関する事（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 微生物検査に関する事（保健所の所管に係るものを除く。）。 (3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する事。 (4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する事。
動物愛護管理センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 動物の愛護及び管理に関する事。 (2) 犬の登録及び取締りに関する事。 (3) 狂犬病の予防に関する事。
伊王島国民健康 保険診療所 高島国民健康 保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外来診療及び看護に関する事。 (2) 製剤及び調剤に関する事。 (3) 麻薬の管理に関する事。 (4) 医薬品の管理に関する事。 (5) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関する事。 (6) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関する事。 (7) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関する事。 (8) 施設の維持管理に関する事。

保健所

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。 (2) 地域保健対策の企画調整に関すること（保健所感染症対策室の所管に係るものを除く）。 (3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること（保健所感染症対策室の所管に係るものを除く）。 (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所感染症対策室及び健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 歯科保健に関すること（健康づくり課、子育てサポート課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (6) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (7) 保健師の業務に関すること（保健所感染症対策室及び健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (8) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (9) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。 (10) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (11) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。 (12) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。 (13) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。 (14) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。 (15) 死体解剖保存法の規定による死体解剖に関すること。 (16) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。 (17) 保健所運営協議会に関すること。 (18) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (19) 所内事務の連絡調整に関すること。

課 名	分 掌 事 務
感 染 症 対 策 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健対策の企画調整に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (2) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (3) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (4) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。 (6) 感染症診査協議会に関すること。
健 康 づ く り 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (2) 栄養の改善及び指導に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (3) 歯科保健に関すること（市民健康部健康づくり課、子育てサポート課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (4) 難病に関すること（障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。）。 (5) 医療社会事業に関すること。 (6) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。 (7) 医師等の臨床研修に関すること。 (8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。
生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。 (3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。 (4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。 (5) 特定建築物の衛生に関すること。 (6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。 (7) 家庭用品の衛生に関すること。 (8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。

課 名	分 掌 事 務
保 健 環 境 試 験 所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。

(3) 市民健康部職員名簿（係長以上）

R6.4.1現在

部長	島村 昭太	内線 3200
理事兼保健所長	本村 克明	内線 3201
理事（地域医療担当）	羽佐古 潤二郎	内線 3202
次長兼保健所副所長	木下 史子	内線 3970

地域保健課		829-1153（直通）
課長	島田 清隆	内線 3960
主幹	川崎 マサ子	内線 3961
総務計画係長	川口 智之	内線 3952
医事統計係長	山田 布美乃	内線 3971
精神保健係長	森 知佳子	内線 3962

感染症対策室		829-1172（直通）
次長兼室長	林 尚之	内線 3980
係長	富本 浩次	内線 3981
係長	鈴木 優美	内線 3991

地域医療室		8 2 9 - 1 1 7 9 (直通)
室長	花川 哲	内線 4 0 1 0
係長	渡邊 栄介	内線 4 0 1 2
長崎市立病院機構派遣	8 2 2 - 3 2 5 1	
部付 (理事長補佐兼内部統制室長)	野崎 清隆	
部付(人事課長)	大塚 貴伸	
部付(総務管理係長)	伊藤 淳	
部付(人事給与係長)	久保 大輔	
部付(財務係長)	山内 豊和	

健康づくり課		8 2 9 - 1 1 5 4 (直通)
次長兼課長	古賀 陽子	内線 3 8 5 0
次長	古堅 麗子	内線 3 8 4 0
係長	内山 みゆき	内線 3 8 5 1
係長	柴田 純子	内線 3 8 6 1

生活衛生課		8 2 9 - 1 1 5 5 (直通)
課長	東郷 和隆	内線 4 0 3 0
管理係長	前田 博美	内線 4 0 3 1
食品衛生1係長	山口 文雄	内線 4 0 3 1
食品衛生2係長	松田 光生	内線 4 0 2 1
環境衛生係長	山野 浩二	内線 4 0 4 1

国民健康保険課		8 2 9 - 1 2 2 5 (直通)
次長兼課長	中 島 博 和	内線 2 8 6 0
課長補佐	中 山 誠 治	内線 2 8 7 1
管理係長	八 尋 美 月	内線 2 8 6 1
給付係長	宮 本 繁 則	内線 2 8 5 1
賦課係長	中 嶋 孝 雄	内線 2 8 8 2

後期高齢者医療室		8 2 9 - 1 1 3 9 (直通)
室 長	岡 広 志	内線 2 8 9 0
係 長	松 本 博 良	内線 2 8 9 1
長崎県後期高齢者医療広域連合派遣	8 1 6 - 3 9 3 0 (直通)	
部 付 (事務局長)	萩 原 哲 郎	
室 付 (事業課係長)	松 尾 雄一郎	

保健環境試験所		8 4 6 - 3 1 6 3 (直通)
所 長	小 川 尚 孝	
理化学試験係長	船 本 洋 二	
微生物検査係長	横 山 竜 太	

動物愛護管理センター		8 4 4 - 2 9 6 1 (直通)
所 長	徳 永 千 洋	
係 長	山 口 大 樹	

伊王島国民健康保険診療所 898-2300 (直通)

次長兼所長 村井 信二
※係長 上野 幸平

高島国民健康保険診療所 896-2048 (直通)

次長兼所長 西倉 哲司
※係長 福田 洋行

池島診療所 0959-37-2090 (直通)

※所長 相川 靖昭
※係長 山下 時彦

小口診療所 886-3032 (直通)

※所長 曾根 ひろみ
※係長 宮崎 卓

野母崎診療所 893-1100 (直通)

次長兼所長 松本 佳博
次長兼副所長 辻 研一郎
事務長 本庄 寛伸
係長 刈茅 謙

※は、地域センター職員の兼務

(4) 令和6年度 市民健康部 主な事業概要

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
地域保健課 (その1)	保健衛生統計調査費	国の委託を受け地域住民の健康・医療・福祉の状況の把握及び医療施設の状況や住民の受療状況などの調査に要する経費	2,139
	長崎市地域保健医療対策協議会費	長崎県医療計画の中で、長崎市における医療のあり方等について提言を行い、長崎市として事業の推進を図る経費（県の委託を受けて設置する地域保健医療対策協議会の開催等に要する経費）	299
	救急艇運営費	救急艇「たかしま」の運航管理に要する経費	17,109
	長崎市医師会看護専門学校運営費補助金	看護師、准看護師及び助産師を育成する長崎市医師会看護専門学校の運営費に対する補助金	4,552
	看護の日行事開催費補助金	看護についての理解を深めることを目的として制定された「看護の日」の記念行事に対する補助金	300
	精神保健対策費	精神保健に関する相談・訪問指導、措置入院者の退院後支援、普及啓発等を実施する経費	4,264
	自殺防止啓発費	自殺予防に関する講習会やリーフレットの作成配布などの普及啓発に要する経費	2,909
	在宅当番医制運営委託費	休日の初期救急医療を行う在宅当番医制の実施に要する経費	7,299
	病院群輪番制病院運営費補助金	休日・夜間の2次救急医療を行う輪番制病院の運営費に対する補助金	83,107

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地域保健課 (その2)	一般会計	救急医療協力病院運営費補助金	輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対する補助金	5,100
		歯科在宅当番医制運営費補助金	休日の歯科救急医療を行う歯科在宅当番医制の運営費に対する補助金	1,059
		長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金	夜間急患センターにあわせて開局する調剤薬局の運営費に対する補助金	28,106
		AED整備推進費	AED設置による地域における病院搬送前の救急救護体制の推進に要する経費	4,045
		【単独】民間病院施設整備事業費補助金 長崎原爆病院	被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、長崎原爆病院の設備整備について、国・県・市が協調して助成する補助金	23,070
		保健所総務費	保健所の運営管理に要する経費	12,155
		夜間急患センター運営費	夜間等の初期救急医療を行う夜間急患センターの運営に要する経費	221,627
感染症対策室 (その1)	一般会計	感染症対策特別促進費	感染症の発生及びまん延防止のため、感染拡大の注意喚起、正しい知識の普及啓発、医療機関における無料肝炎検査等の実施に要する経費	7,042
		エイズ対策費	エイズに関する予防知識や行動に関する普及啓発活動を行い、また、まん延防止を図るため、HIV即日検査やエイズ相談の実施に要する経費	955

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
感染症対策室 (その2)	一 般 会 計	高齢者等インフルエンザ予防接種費	高齢者等を対象として、インフルエンザ罹患や重症化を予防し、まん延を防止するため、医療機関に委託し予防接種を実施するために要する経費	265,188
		高齢者等肺炎球菌予防接種費	高齢者等を対象として、肺炎球菌性肺炎の発症又は重症化を予防するため、医療機関に委託し予防接種を実施するために要する経費	23,343
		風しん予防接種費	風しんの感染拡大防止を図るため、これまで風しんの定期予防接種の機会がなく、特に抗体保有率が低い年代の男性に対し、抗体検査及び予防接種を実施する経費	12,600
		新型コロナウイルス予防接種費	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に要する経費	R5→R6繰越 42,223
		結核医療療養費	結核に罹患した一般患者及び就業制限・入院勧告患者の医療療養費の公費負担に要する経費	10,694
		結核管理指導費	結核のまん延及び再発防止のための健康診断や精密健診の実施に要する経費	3,055
		結核対策特別促進費	結核の予防及び患者の早期発見のための正しい知識の普及や結核患者の治療完遂のための関係機関との連携に要する経費	1,900
		結核予防費補助金	結核の予防推進のため、私立学校や施設の長が実施する定期健康診断に対する補助金	3,910

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地 域 医 療 室 (そ の 1)	一 般 会 計	【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか	野母崎診療所の無床化に伴い、地域住民の要望を踏まえて開設した介護福祉施設において、近年の需要に対応できるようショートステイの居室数を増床するための施設改修に係る経費	58,100
		地域医療対策費	長崎市地域医療審議会等の運営経費など、医療機関の役割分担や連携を推進し、持続可能な地域医療体制を構築するための検討を行う経費	1,266
		自治体病院等開設者協議会負担金	長崎県自治体病院等開設者協議会の運営に要する負担金	187
		看護師等確保支援費補助金	地域の救急医療提供体制を維持するため、主に新卒看護師の地元就職・定着及び転入促進を図ることを目的として、長崎医療圏病院群輪番制病院に対し、採用活動等の経費に対して助成する補助金	4,500
		地域救急医療体制支援補助金	医療資源が限られている地域において、救急医療体制の維持及び充実を図るため、地域の救急拠点となる病院の運営費に対して助成する補助金	38,380
		地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 (評価委員会費)	地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会の運営に要する経費	201
		地方独立行政法人 長崎市立病院機構費 (運営費負担金)	地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターに対する負担金	1,033,823
		【単独】民間病院施設整備事業費補助金 医療機器	医療資源が限られている地域において、市民が安心して生活できる医療環境の整備を図るため、地域の病院が行う医療機器の更新等に対して助成する補助金	7,500

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
地 域 医 療 室 (そ の 2)	長崎市立病院機構 病院事業債管理 特別会計	公債費	長崎みなとメディカルセンターの施設設備整備に要した公債費の償還金 (1) 元金 896,865千円 (2) 利子 82,635千円	979,500
		長崎市立病院機構貸付金	長崎みなとメディカルセンターが実施する施設設備整備のための貸付金	100,000
健康づくり課 (そ の 1)	一 般 会 計	献血推進対策費	献血思想の普及啓発や献血者募集等の推進及び献血推進協議会の開催に要する経費	119
		骨髄バンクドナー普及啓発費	骨髄等を提供するドナーが、提供しやすい環境づくりのための支援事業及び骨髄バンクドナー登録の推進に要する経費	720
		国民健康栄養調査費	国の委託を受けて、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために実施する「国民健康・栄養調査」に要する経費	4,707
		食育推進費	長崎市食育推進計画に基づく食育の周知啓発及び食育推進会議の開催に要する経費	350
		難病患者地域支援事業費	難病患者への医療相談、在宅支援等に要する経費	417
		地域健康づくり推進費	地域における健康づくりの担い手である食生活改善推進員の活動支援及び取り組みやすいラジオ体操の普及を通じた自主的な健康づくりの支援に要する経費	137
		栄養改善対策費	特定給食施設等に対する栄養・衛生改善の指導や研修会の開催及び食品製造販売業者等に対する栄養成分表示の指導等に要する経費	185

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
健康づくり課 (その2)	一 般 会 計	健康長崎市民21普及費	「健康長崎市民21」の普及啓発、推進、及び健康長崎市民21市民推進会議の開催に要する経費	2,928
		歯科口腔保健計画推進費	歯科口腔保健推進計画の進捗状況の確認、今後の歯科口腔保健事業の推進についての検討、及び歯科口腔保健推進審議会の開催に要する経費	802
		フッ化物洗口推進費	こどものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校に対し薬剤等を支給又は購入を助成するための経費	8,523
		障害者・高齢者歯科保健費	寝たきり、障害のため歯科医療機関を受診できない方に対する在宅での歯科治療体制を支援するための訪問歯科診療機器購入補助及び地域で口腔ケアを普及する人材の技術向上を図る研修会の開催に要する経費	2,850
		生活習慣病予防対策費	慢性腎臓病予防対策及びストップCKDネットワーク会議の開催に要する経費	7,863
		禁煙対策費	市民が身近なところで禁煙相談を受けやすくするための環境づくりや、禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発に要する経費	1,788
		がん検診等事業費	がんや生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診等の実施に要する経費	434,537
		がん患者アピアランスケア用品購入費補助金	がん患者が治療に伴う外見（アピアランス）上の変化にとらわれることなく、治療と社会生活を両立できるよう、がん患者の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、ウィッグや乳房補整具等のアピアランスケア用品購入費用の一部を助成する経費	3,051

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
生 活 衛 生 課	一 般 会 計	環境衛生監視活動費	生活衛生関連施設の許認可のための検査等や衛生管理及び法令等の遵守状況等の調査、改善指導に要する経費	973
		公衆浴場補助金	物価統制令により入浴料金が定められている一般公衆浴場の経営安定化と衛生水準の維持のための衛生管理費と設備整備費を助成する経費	4,000
		生活衛生推進事業費補助金	生活衛生関係営業の保健衛生、経営診断、融資制度等の経営指導、講習会の開催、消費者の苦情等に関する相談業務を実施している事業者の団体に運営費を助成する経費	200
		食品衛生監視活動費	食品衛生法に基づく、営業許可や施設の監視指導・食品の検査により食中毒等の危害を予防する経費	9,454
		食品衛生指導員活動費補助金	食品営業者の自主的な衛生向上の取組みである「食品衛生指導員」による研修・巡回指導にかかる費用を助成する経費	1,500
		観光施設等食中毒予防対策費	観光都市長崎として、観光客が利用する宿泊施設や飲食店などで食中毒が発生しないよう、衛生面の監視・指導を重点的に実施する経費	318
		薬事・毒劇物監視活動費	医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく許認可・登録事務及び監視指導を行う経費	453
		【単独】環境衛生施設整備事業費補助金 共同給水施設	公営水道未給水地区居住者の衛生かつ安全な水を確保するため、共同給水施設及び個別給水施設の整備費の一部を助成する経費	1,000

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額
国 民 健 康 保 険 課	一 般 会 計	国民健康保険制度の運営に対する国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する繰出金 (1) 保険基盤安定負担金 2,770,978千円 (2) 未就学児均等割保険税軽減分 15,985千円 (3) 産前産後保険税軽減分 4,144千円 (4) 条例減免分 29,303千円 (5) 出産育児一時金分 45,000千円 (6) 財政安定化支援事業分 723,586千円 (7) 事務費相当分 216,825千円 (8) 特定健康診査無料化等分 65,686千円 (9) 福祉医療費現物給付波及増分 293,601千円	4,165,108
		被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険者負担分に要する経費 (1) 療養給付費 35,273,692千円 (2) 療養費 300,109千円 (3) 審査支払手数料等 110,975千円 (4) 高額療養費等 6,011,827千円 (5) 移送費 100千円 (6) 出産育児一時金 67,529千円 (7) 葬祭費 13,120千円	41,777,352
	国民健康保険事業特別会計	県の国保特会で負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用などに充てるため、県に納付する納付金 (1) 医療給付費納付金 8,617,402千円 (2) 後期高齢者支援金等納付金 2,625,226千円 (3) 介護納付金 790,340千円	12,032,968
		生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導に要する経費	343,384
		被保険者の健康の保持増進に要する経費 （主な内容） 人間ドック・脳ドック助成、歯科健診助成、 禁煙サポート、はり・きゅう助成	91,967

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
後 期 高 齢 者 医 療 室	一 般 会 計	医療健康診査費	長崎県後期高齢者医療広域連合から健康診査を受託し、長崎市医師会、長崎県健康事業団などに再委託して実施する経費	83,857
		医療療養給付費負担金	長崎県後期高齢者医療広域連合に対し、療養給付費総額から現役並所得者に係る給付費を除いた額の1/12を負担する経費	6,853,647
		後期高齢者保健事業及び介護予防一体的実施事業	高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を実施し、高齢者の健康増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保健事業と介護予防を一体的に実施する。	1,122
	後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療広域連合納付金	長崎市で徴収した後期高齢者医療保険料及び延滞金、低所得者等に対して軽減された保険料、長崎県後期高齢者医療広域連合で要する事務費を広域連合に納付する経費 (1) 後期高齢者医療保険料等 5,359,392千円 (2) 保険基盤安定負担金 1,595,313千円 (県より3/4を一般会計にて受入、1/4を市負担) (3) 事務費負担金 179,846千円	7,134,551
保 健 環 境 試 験 所	一 般 会 計	感染症検査費	感染症発生時の検査及び原因追究などに要する経費	12,355
		保健環境試験所運営費	保健環境試験所の施設・機器の維持管理費に要する経費	27,241
		【補助】保健環境試験所施設整備事業費 検査機器整備	迅速かつ正確な検査結果を提供するための検査機器の整備に要する経費	4,800
		【単独】保健環境試験所施設整備事業費 設備改修	保健環境試験所の受電設備取替工事に要する経費	R5→R6繰越 (16,100) R6 16,000
		【単独】保健環境試験所施設整備事業費 検査機器整備	迅速かつ正確な検査結果を提供するための検査機器の整備に要する経費	20,000

(単位：千円)

課 名	事 業 名	事 業 概 要	予 算 額	
動物愛護管理センター	一般会計	動物管理対策費	動物の愛護及び適正飼養の推進並びに動物愛護管理センターの維持管理に要する経費	49,718
		動物愛護週間行事費	動物愛護週間行事である動物愛護フェスタに要する経費	108
		まちなこ不妊化推進費	市内の飼い主不明猫に係る不妊化手術の助成に要する経費	9,992
		【単独】環境衛生施設整備事業費 動物愛護管理センター	動物愛護管理センターの直流電源装置の取替及び生化学分析装置の購入に要する経費	10,800
伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所	一般会計	国民健康保険事業特別会計繰出金（直営診療施設勘定）	国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定（伊王島国民健康保険診療所及び高島国民健康保険診療所）に対する繰出金	69,161
池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	一般会計	診療所事業特別会計繰出金	診療所事業特別会計（池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所）に対する繰出金	252,337
野母崎診療所	一般会計	建物等維持補修費	野母崎診療所施設の社会福祉法人への貸付部分に係る維持管理に要する経費	7,900

2 地方独立行政法人 長崎市立病院機構について

(1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構の概要

- ・ 設立年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- ・ 役員の状況 10 名（理事長：門田 淳一、副理事長（2 名）、理事（5 名）、監事（2 名））
- ・ 職員数 1,074 名（令和 6 年 4 月 1 日現在）

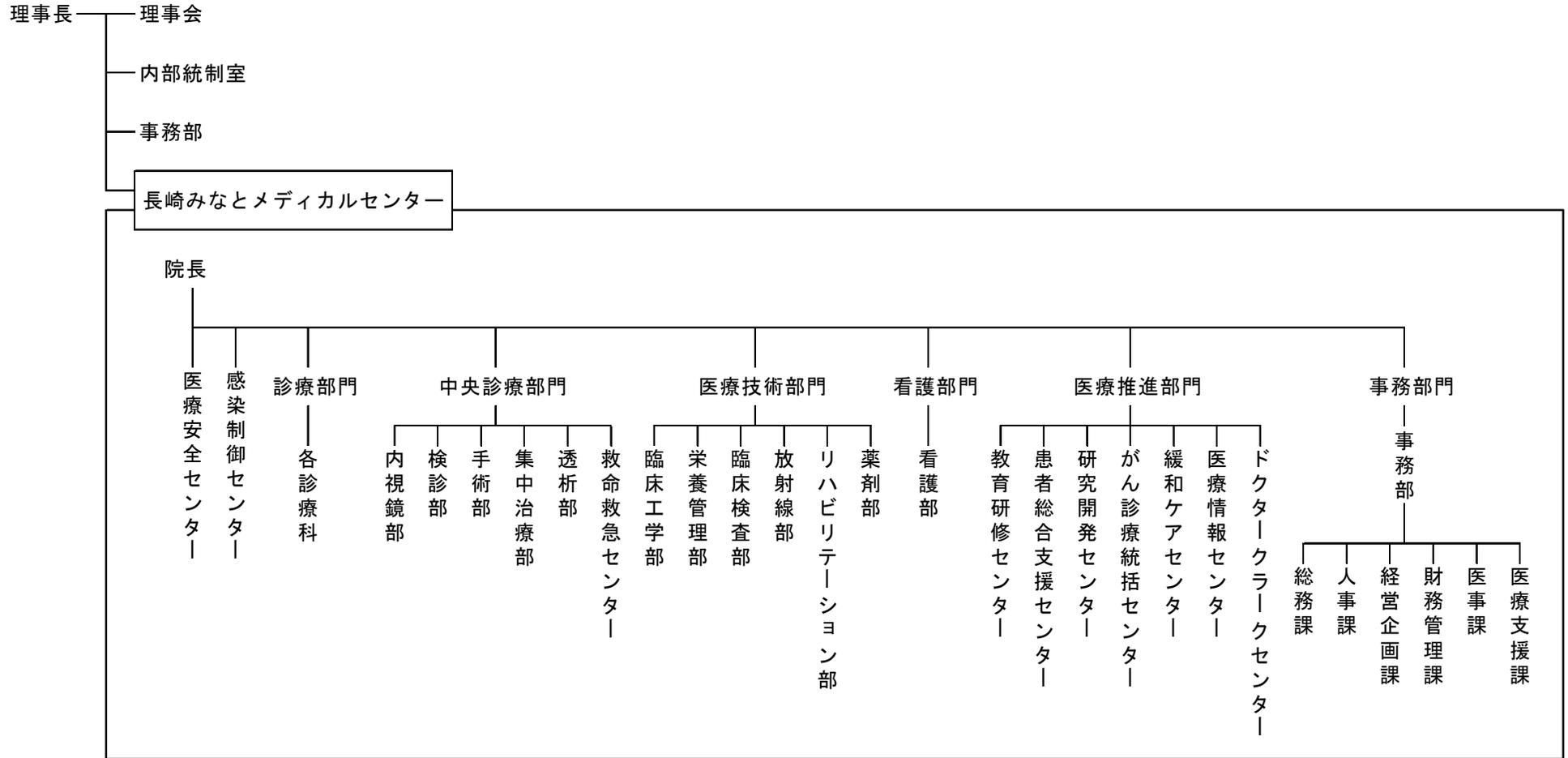
区分	正規職員 (再任用職員含む)	その他	計
医師	104 名	23 名	127 名
看護師等	522 名	30 名	552 名
医療技術職	157 名	6 名	163 名
事務等	73 名	159 名	232 名
計	856 名	218 名	1,074 名

(2) 長崎みなとメディカルセンターの概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

所在地	長崎市新地町 6 番 39 号
開設年月日	昭和 23 年 12 月 1 日
院長	門田 淳一
許可病床数	513 床（全面開院 平成 28 年 7 月 1 日）
一般病床	494 床
結核病床	13 床
感染症病床	6 床

主 な 指 定 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎医療圏病院群輪番制病院（二次救急医療体制） ・ 地域周産期母子医療センター ・ 地域医療支援病院 ・ 地域がん診療連携拠点病院 ・ 地域脳卒中センター ・ 災害拠点病院（地域災害医療センター） ・ 臨床研修病院 ・ 第二種感染症指定医療機関 ・ 救命救急センター
目 指 す べ き 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療（救命救急センター） ○ 高度・急性期医療（脳血管疾患医療、心疾患医療、がん医療） ○ 小児・周産期医療 ○ 政策医療（災害医療、結核医療、感染症医療）
診 療 科 目	<p>36 科目</p> <p>内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科</p>
敷 地 面 積	11,017.72 m ²
建 物 規 模	<p>I 期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）地上 8 階 地下 2 階</p> <p>II 期棟 鉄筋コンクリート造（免震構造）地上 4 階 地下 1 階</p> <p>駐車場棟（335 台） 鉄骨造 地上 5 階</p> <hr/> <p>総建築面積 8,215.71 m²</p> <p>総延床面積 48,720.67 m²</p>

(3) 組織図 (令和6年4月1日現在)



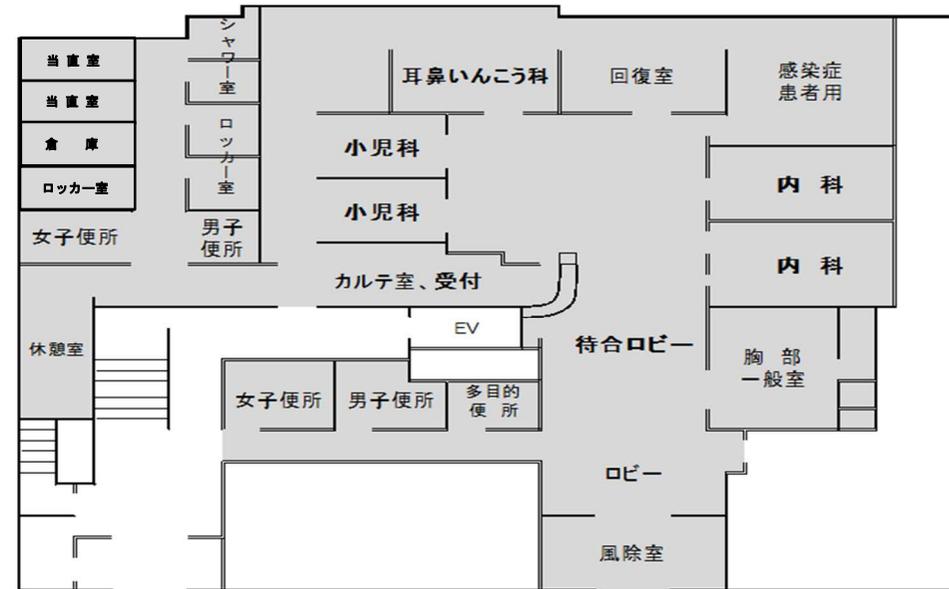
3 指定管理者の更新の方針について

(1) 施設の概要

ア 位置図



イ 平面図（配置図）



※間取図であり、縮尺は正確ではない。

- ウ 名称 長崎市夜間急患センター
- エ 所在地 長崎市栄町2番22号 長崎市医師会館1階

オ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上8階建ての1階部分

カ 設置年月日 平成14年4月1日

キ 設置目的 夜間等において、救急の医療を必要とする者に対し、年間を通して初期救急医療の提供を行うため

ク 主な施設内容

延床面積		専用面積 402.74 m ² 、共用面積 106.94 m ²
施設 内容	専用	診療室、待合ロビー、受付及びカルテ室、当直室、休憩室、シャワー室、専用トイレ
	共用	廊下、トイレ、駐車場

ケ 診療日、診療科目及び診療時間

診療日	診療科目	診療時間
平日	内科・耳鼻咽喉科	午後8時から翌日の午前0時まで
	小児科	午後8時から翌日の午前7時まで
土・日・祝日	内科	午後8時から翌日の午前0時まで
	小児科	午後8時から翌日の午前7時まで
年末年始 (12/31～翌年1/3)	内科	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前0時まで
	小児科	午前10時から午後6時まで及び午後8時から翌日の午前7時まで

(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(人)

年度	導入前 (17年度)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	13,313	13,643	13,562	12,354	11,938	4,536	5,313	5,600	10,661

イ 指定管理委託料（※修繕に係る委託料を除く）

（千円）

年度	導入前 (17年度)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込)
金額	151,181	203,329	209,062	211,498	217,402	214,336	214,740	214,450	220,136

ウ 収入

（千円）

年度	導入前 (17年度)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込)
金額	113,644	124,835	126,748	113,664	109,898	34,597	41,180	43,870	114,148

エ 主なサービス向上策

研修会及び事例検討会の実施により、看護師及び事務職員の資質向上を図っている。

- ・ 令和2年度 まさき内科呼吸器クリニック院長講話（新型コロナウイルスとの上手なつきあい方について）
- ・ 令和3年度 鼻出血及びコロナ禍における鼻疾患、嗅覚に関する研修、施設の浸水災害に関する研修
- ・ 令和4年度 小児救急に関する研修、新型コロナウイルス感染症の5類移行に関する勉強会
- ・ 令和5年度 院内感染対策研修、長崎市保健所立入調査事項に関する勉強会、医療チームコミュニケーション研修

オ 評価

長崎市の初期救急医療体制の根幹として、医師・看護師等の全医療従事者の努力により、人員確保が難しい中でも確実に管理運営がなされている。また、問い合わせ対応においても、的確なアドバイスにより、患者や家族の不安解消にも貢献している。

(3) 次期指定管理者の選定方針について

- ア 現在の指定管理者 一般社団法人 長崎市医師会
- イ 現在の指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- ウ 次期指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
- エ 非公募の理由 高度な専門性を要する場合
 （人員確保が困難な夜間、年末年始及び翌朝まである小児科の診療にあたり、医師等を会員の当番等により年間を通して確保できる。）
- オ 利用料金制 導入しない
 （理由）長崎市夜間急患センターは夜間等の救急医療に対応する医療機関であり、指定管理者の努力による利用者数の増を目指すべき施設でないこと、感染性疾患の突発的な流行により患者数が著しく増減することなどから、利用料金制にはなじまないと考えられるため、導入しないこととする。

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月 令和6年9月		・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領 ・特定団体の決定
令和6年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> ・補正予算議案審査

4 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等について、主な内容は次のとおり。

(1) 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

ア 目的・委員構成等

設置者	長崎大学
設置日	令和5年4月1日
設置目的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委員構成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県地域保健推進課長、長崎市感染症対策室長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター センター長ほか）（5名）

イ 直近の開催状況

回数	開催日	主な議題
第3回	令和6年2月13日（火）	① 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ② その他
第4回	令和6年6月3日（月）	① 令和6年度地域連絡協議会委員について ② 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ③ その他

ウ 主な議事内容等

【第3回】

(7) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

- ・ 実験棟の厳重なセキュリティ管理を行うために導入している各種装置について、専門業者とともに検証を実施し、これら全ての装置が確実に稼働すること、及び入退室の履歴が適正に記録されることを確認したことの報告があった。
- ・ 実験室利用者の教育訓練の実施状況として、①実験終了時の除染消毒、②：BSL-4 実験室退室時の薬液シャワーによる陽圧防護服（スーツ）の除染消毒について説明があり、一連の訓練を通じて、実験機器類及び陽圧防護服の除染消毒手順に慣れることが不可欠であり、このような訓練を反復して実施することで習熟に努めていることなどが紹介された。
- ・ 実験棟にはサル用の中型動物対応マイクロCTを設置しており、実際に実験棟にサルを搬入し、生きたままのサルの組織や器官の変化を観察するなどの習熟訓練を兼ねた研究を実施していることなどが報告された。

(4) その他

- ・ 実験棟において健康障害が生じた場合の対応として、大学病院の医師、看護師、事務職員等に、搬出に使用する担架、緊急搬出経路、陽圧防護服、AEDの設置場所等の現場を実際に見学してもらい、応急措置、緊急搬送、病院での措置等の対応について説明及び検討を行ったことが報告された。
- ・ 1月25日に実施した屋外スピーカーの試験放送で、26地点の聞こえ具合について説明が行われ、聞き取りづらい場所もあるため、大学のホームページにどのような内容が放送されているのか、直ぐにわかるような状態を作ってほしいとの意見が出された。
- ・ 長崎市地域防災計画におけるBSL-4施設の取扱いに係る素案の説明が行われ、3月下旬に開催予定の長崎市防災会議において、その掲載内容を決定していただき、BSL-4施設の稼働について厚生労働大臣の指定を受けた場合に地域防災計画に正式に掲載することを考えていると説明された。

エ 今後のスケジュール等（予定）

回数	開催日	主な議題
第5回	令和6年10月頃	未定

(2) 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会

ア 目的・委員構成等

設置者	文部科学省
設置日	平成29年3月15日
設置目的	大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックする。
委員構成	国立国際医療研究センター研究所動物実験施設 室長 日本大学危機管理学部 非常勤講師 量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 所長 札幌市保健福祉局 医務・健康衛生担当局長 千葉大学真菌医学研究センター センター長 横浜国立大学 IAS リスク共生社会創造センター 客員教授 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

イ 直近の開催状況

回数	開催日	主な議題
第12回	令和6年3月8日(金)	① 安全確保の方策等に関する検討状況について ② 地域における理解促進に向けた取組について ③ その他

ウ 主な議事内容等

【第12回】

(7) 安全確保の方策等に関する検討状況について

- ・ 長崎大学から施設の概要、運営体制・運用に係る規則等の検討及び、教育訓練状況について説明された。

(イ) 地域における理解促進に向けた取組について

- ・ BSL-4 施設に関する地域住民の安全・安心の確保に向けた取組として、長崎県、長崎市、長崎大学による三者協議会の下に地域連絡協議会というものを平成 28 年に設置し、拠点整備に関わる幅広い議論、情報提供や協議を続けてきたが、令和 5 年度からは施設の運用状況や安全対策等に焦点を当てた情報共有と協議を行う場として衣替えをしたことが報告された。
- ・ 長崎市消防局等の協力を得て、消防訓練を実施しているほか、災害事故対応に特化したマニュアルの作成を進めている旨の報告があり、前身の地域連絡協議会において住民委員のほうから強く要望されていた地域防災計画への BSL-4 施設の盛り込みについて、長崎市のほうで整理を行い、同計画の掲載を見直す方向で検討されている旨報告された。
- ・ 若い世代へのアプローチが重要であるとの認識から、県立高校が文科省の SSH（スーパーサイエンスハイスクール）事業の一環で開催するサイエンス講座へ講師派遣を行い、単なる講義だけではなく班分けした生徒間で BSL-4 施設の意義、問題点に関して大学側と住民側双方の視点に立った形でのグループディスカッションを行ってもらうなど高校生にも理解を深めてもらう良い機会となった。今後も引き続き地域の理解を深める取組を実施していきたいと報告された。

(3) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

ア 目的・委員構成等

設 置 者	内閣官房
設 置 日	平成 28 年 3 月 31 日
設 置 目 的	政府一体となって我が国の感染症研究機能の強化を推進する観点から、BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する支援に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図る。
委 員 構 成	内閣官房内閣審議官（2 名） 文部科学省大臣官房審議官 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 国立感染症研究所副所長 長崎大学高度感染症研究センター センター長 長崎大学高度感染症研究センター 副センター長（研究・BSL-4 施設担当） 長崎県副知事 長崎市副市長

イ 直近の開催状況

回数	開催日	主な議題
第8回	令和6年3月29日(金)	① 長崎大学の高度安全実験施設(BSL4施設)整備に係る進捗状況等について ② 国立健康危機管理研究機構等について

ウ 主な議事内容等

【第8回】

(7) 長崎大学の高度安全実験施設(BSL4施設)整備に係る進捗状況等について

- ・ 高度感染症研究センター実験棟(BSL-4施設)の運用・安全管理対策の検討状況として、BSL-4施設においては年1回以上、定期点検を行うことが義務付けされているため、年に2ヵ月程度の実験停止期間を設け、その期間に定期点検を行うこと、実験棟における火災等を想定した訓練及び災害事故発生時の対応策や、実験棟において研究者の健康障害が生じた場合の対応について報告された。

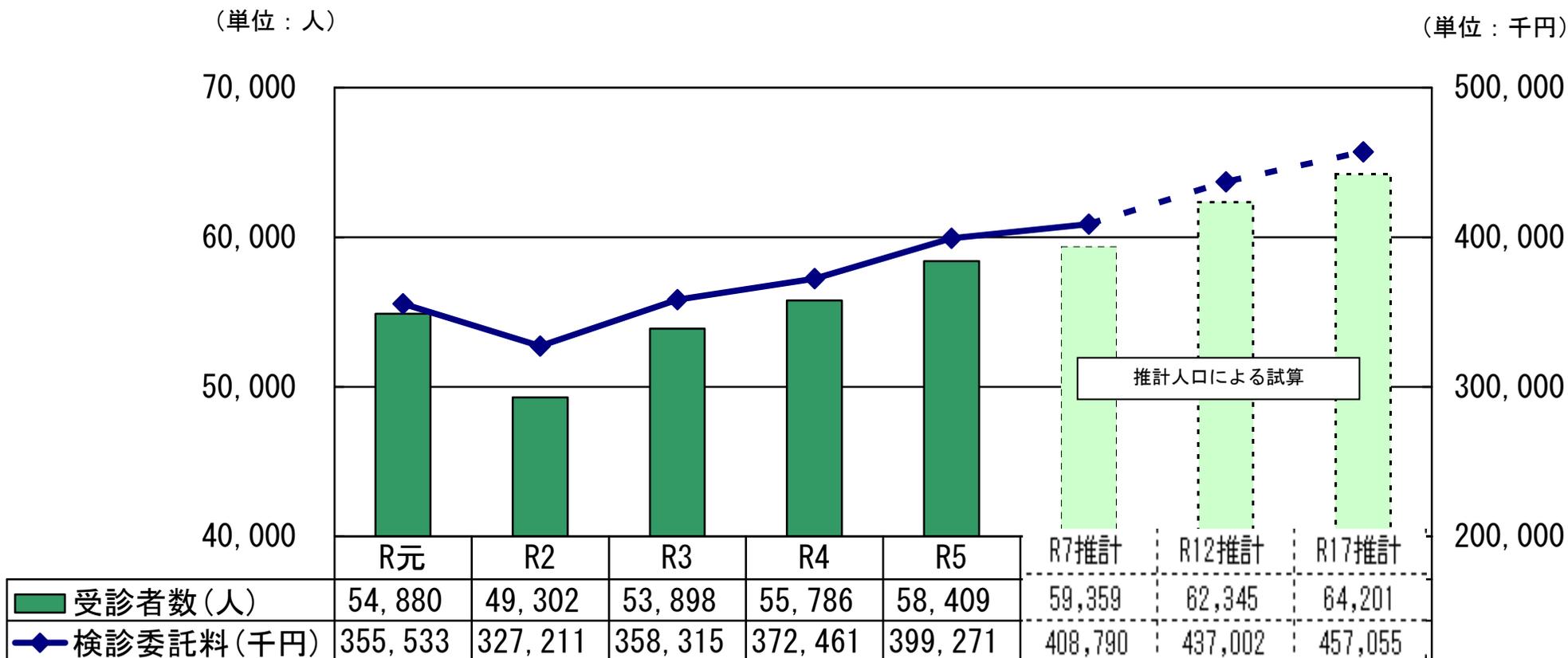
(1) 国立健康危機管理研究機構等について

- ・ 国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、国立健康危機管理研究機構を創設すること。また、機能・業務として同機構は、感染症法等に基づき、地方衛生研究所等とも密接に連携して、全国のサーベイランス情報の集約・分析等を行うとともに、政府対策本部に参加し意見を述べることとなる旨説明された。

5 がん検診の自己負担の見直し検討について

【現状】

がん検診受診者数と検診委託料の推移



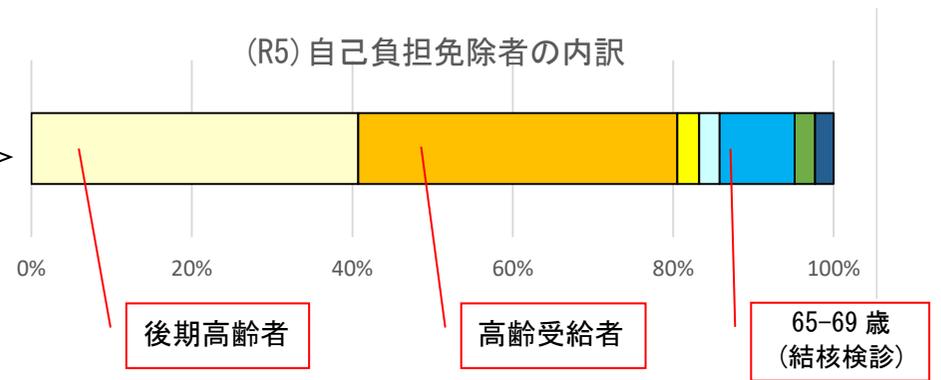
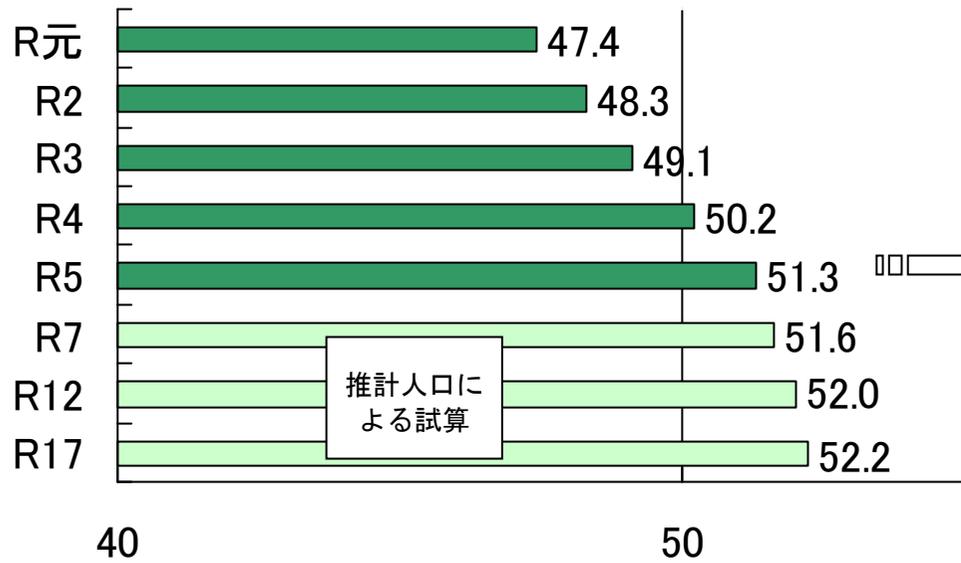
がん検診の受診者は年々増加し、検診委託料の支出も増加しています。

ほぼ全額を一般財源から支出しており、今後も受診者の増加が見込まれることから、財政負担がますます大きくなることが想定されます。

【自己負担免除の対象者】

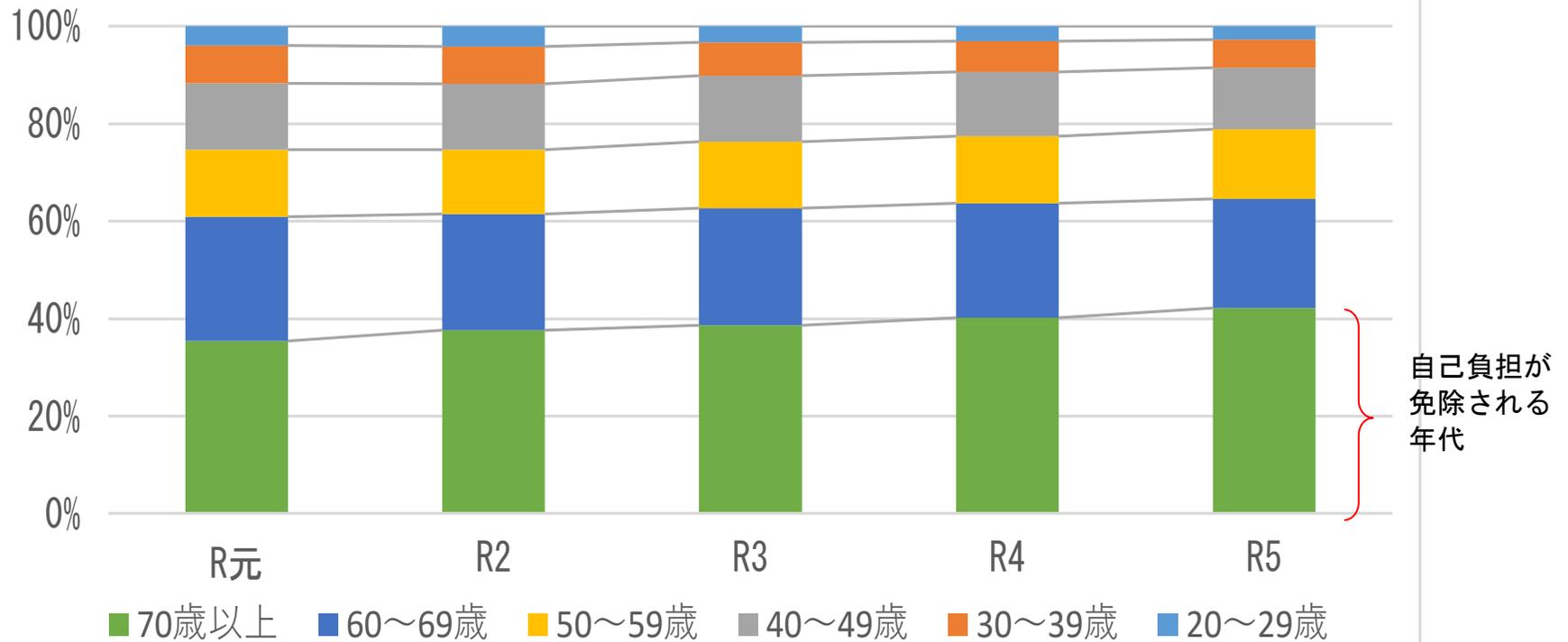
自己負担額	<p>300 円～2,000 円 （検診委託料の 10～16%相当）</p> <p>がん検診の自己負担額は検診の種類、個別か集団かでも異なり、300 円から 2,000 円となっています。</p>
次に該当する方は自己負担額を免除しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療被保険者（75 歳以上、65 歳以上の一定の障害があるかた） ・ 医療保険各法における高齢受給者（70～74 歳） ・ 生活保護法による被保護世帯に属するかた ・ 中国残留邦人等支援法に基づく特定中国残留邦人等のかた ・ 市民税非課税世帯に属するかた ・ 肺がん検診のみ 65 歳以上 69 歳のかた※¹ ・ その他（前年度 20 歳到達者の子宮頸がん）※² （前年度 40 歳到達者の乳がん検診）※² <p>※¹ 結核検診を兼ねており無料</p> <p>※² 国庫補助対象であり、無料クーポン券を発行</p>

自己負担免除者の割合（％）



自己負担免除者の割合は、令和4年度に50%を越え、今後も増える見込みです。

受診者の年代分布



【今後の予定】

検診委託料が年々増加しており、このままでは各がん検診の対象者の誰もが検診を受けやすい環境を維持していくことが難しくなると懸念されるため、受診率への影響も考慮しつつ、自己負担の見直しの検討を始めたいと考えています。

参考 5 がん検診一覧表

検診種類	対象者 (受診間隔)	検査内容	自己負担額 (円)		
			医療機関	集団	
胃がん検診	40歳以上 (1回/年度)	バリウムまたは胃カメラ検査 ※集団はバリウムのみ	2,000	500	
肺がん検診		胸部エックス線検査 ※医師の判断により喀痰検査	400 (※900)	無料 (※300)	
大腸がん検診		便潜血検査	600	300	
子宮頸がん検診	20歳以上女性 (1回/2年度)	子宮頸部細胞診検査 ※医師の判断により体部検査 (集団はなし)	1,000 (※1,700)	400	
乳がん検診	30歳代女性 (1回/年度)	視触診及びエコー検査	1,400	900	
	40歳以上女性 (1回/2年度)	視触診及び マンモグラフィ検査 ※集団は視触診なし	40歳代 2方向	2,000	1,500
			50歳以上 1方向	1,600	800